○須高行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

（昭和41年12月26日条例第４号）

改正　昭和52年６月15日　条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第２項及び第28条第３項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の分限に関する手続及び効果）

第２条　職員の分限に関する手続及び効果については、須坂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年須坂市条例第１号）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。